

第IV部 労働安全衛生及び環境の法規制

1972年に、最初のタイ国の労働安全衛生法令が、「労働保護に関する革命部隊公示第103号」の下で施行された。また、様々な労働安全衛生の視点からの一連の通知が、この公示の下で公布された。後に、仏歴2541年（西暦1998年）の労働保護法が発布され、上述した公示に置き換わった。同法上の特別の章「第8章 労働安全衛生及び環境」によって、同法は、労働安全衛生規制のためのより良い基盤となった。労働安全衛生に関するいくつかの省令が、同法の下で制定、施行された。タイ国における労働安全衛生法の顕著なマイルストーンは、「仏歴2554年（西暦2011年）の労働安全衛生及び環境法」（以下「OSH Act」という。）の公布であり、同法は、2010年12月の内閣の決議によって補強され、2011年7月16日以降効力を持った。関係行政組織の下での労働安全衛生に関連する法令は、次のとおり要約される。

4.1. 労働省労働保護福祉局（DLPW）の下での労働安全衛生及び環境に関する法律

4.1.1. 仏歴2554年（西暦2011年）の労働安全衛生及び作業環境法

4.1.1.1 OSH Act の主要な内容

次のとおりである。

第1章 OSH Act は、事業者（原文では“employer”）に対して労働者に安全で衛生的な作業条件及び環境を与えること、そして事業者は、そのような規定に関連する支出に責任を負わなければならないことを規定している。

第2章 OSH Act は、企業（原文では“establishment”）が、労働安全衛生基準に適合して、労働安全衛生の運営、管理及び実施を行うことを要求している。

第3章 OSH Act は、政府の各部門、事業者、労働者から各8人の代表者並びに5人の労働安全衛生専門家、合計29人から構成する労働安全衛生及び環境委員会が置かれなければならないことを要求している。この委員会は、OSH Act の実施のための省令、告示又は規則の発布に際して大臣に意見を提出する権限が与えられており、さらに労働安全衛生政策、作業計画及び対策に関して労働大臣に対して意見を提出する権限が与えられている。加えて、労働安全衛生及び環境委員会は、労働安全衛生の推進に関連する政府機関に対して意見を提出する権限を与えられている。

第4章 OSH Act は、事業者が、危険有害要因の事前評価を行い、また、作業環境が労働者に及ぼす影響を調査するとともに、労働安全衛生作業計画及び労働者の管理及び監督の計画を準備しなければならないことを規定している。加えて、雇用者は、危険有害要因の事前評価及び影響調査の結果並びに労働安全衛生作業計画及び労働者の管理及び監督の計画を労働保護福祉局（DLPW）に提出することを義務づけている。

第5章 OSH Act は、労働安全衛生に関する問題に関して、監視し、映像及び音を記録し、及び事実を質問し、調査し、企業に対して労働安全衛生法に違反する行為をやめるように求め、並びに企業に対して是正・改善し、又は法律に適合して実施することを要求する権限を設けている。

第6章 OSH Act は、安全衛生環境基金が、労働安全衛生基金管理委員会によって指示され、政府の各部門からの5人の代表者、同等の立場で事業者及び労働者から（各5人）の合計15人から構成され、設置される旨規定している。また、労働安全衛生基金は、タイ政府から授与された資金、罰金/罰則のような様々な資源からの運営資金、政府の補助金、寄附金、投資からの利益によって設立・運営されなければならないことを規定している。さらに労働安全衛生基金は、労働安全衛生促進キャンペーン/プロジェクト、調査研究のような労働安全衛生分野の運営及び活動、そして、企業の労働安全衛生の改善のための融資のための基金として機能しな

ければならないことを規定している。

第7章 OSH Act は、労働安全衛生に関する促進、対策の策定の支援に責任があり、並びにタイ国における労働安全衛生の研究を実施する労働安全衛生及び環境研究所があるべきことを規定している。

第8章 OSH Act は、労働安全衛生法に違反したか、又は遵守することに失敗した事業者は、最大1年以下の投獄又は80万バーツを超えない罰金あるいは両方の処罰が科されることを規定している。

4.1.1.2 OSH Act の主要な条項の「英語原文—日本語仮訳」

以下に OSH Act の主要な条項の「英語原文—日本語仮訳」を記載する。

タイの Occupational Safety, Health and Environment ACT, B.E. 2554 (A.D. 2011) の主要な条項の「英語原文—日本語対訳」

(資料作成者注：この「タイの Occupational Safety, Health and Environment ACT, B.E. 2554 (A.D. 2011) の英文テキストは、ILO (国際労働機関) のデータベースである“LEGOSH Occupational Safety and Health (OSH)”中に収載されている次のアドレスから 2020 年 8 月 29 日にダウンロードしたものです。)

<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/89337/102609/F1657509054/THA89337.pdf>

英語原文	日本語仮訳
Occupational Safety, Health and Environment ACT, B.E. 2554 (A.D. 2011)	労働安全衛生環境法、仏歴 2554 年(西暦 2011)
Section 3 This Act shall not apply to: (1) Central administration, provincial administration and local administration; (2) Other enterprises in whole or in part as prescribed in the Ministerial Regulation.	第3条 この法律は、次の場合には、適用しない。 (1) 中央行政、地方行政及び地方行政 (2) その他省令で定める企業の全部又は一部
The central administration, regional provincial administration, local government administration and other enterprises prescribed in the Ministerial Regulation under paragraph one shall provide standards for administration and management on occupational safety, health and environment on its own working unit of not lower than the standards on Occupational safety, health and environment under this Act.	中央行政、州の行政、地方政府行政及び第1項の省令で定めるその他の企業は、自らの業務単位における労働安全、健康及び環境に関する管理運営の基準をこの法律の労働安全、健康及び環境に関する基準を下回らない程度に設定しなければならない。

Section 4 In this Act:

“Occupational safety, health and environment” means actions or working conditions which are safe from any cause resulting in danger to life, physique, mentality or health arising out of or related to working.

“Employer” means an Employer under the labour protection law and also entrepreneur who allows any person to work for or to provide benefit for/or in an establishment, whether the working or providing some benefit in part or as a whole or a part of production process or business under responsibility of the entrepreneur.

“Employee” means an Employee under the labour protection law and also a person who is allowed to work or to provide benefit for or in an establishment of an Employer, regardless of the name used.

“Executive” means an Employee from the managerial level or higher in the working unit.

“Supervisor” means an Employee who performs duties in controlling, supervising, commanding or ordering other Employees to work in according to the function of the working unit.

“Safety Officer” means an Employee appointed by an Employer to perform duties on occupational safety, health and environment under this Act.

“Establishment” means each working unit of an Employer where there is an

第4条 この法律においては、次の用語の定義は、次に掲げるとおりである。

「労働安全、健康及び環境」とは、労働に起因し、又は関連して生じる生命、身体、精神又は健康に危険をもたらすいかなる原因からも安全な行為又は労働条件を意味する。

「使用者」とは、労働保護法に基づく使用者及びさらに事業所のために、及び又は事業所において、いかなる者であっても、事業家責任の下で製造工程又は事業の全部又は一部として作業するか又は一定の利益を与えることを許可する事業家を意味する。

「被雇用者」とは、労働保護法上の被雇用者を意味し、名称の如何を問わず、使用者の事業所で作業し、又は利益を提供する者を意味する。

「幹部監督者」とは、業務単位の管理レベル以上の被雇用者を意味する。

「監督者」とは、作業単位の機能に応じて、他の被雇用者を管理、監督、指揮又は命令する職務を行う被雇用者を意味する。

「安全管理者」とは、この法律に基づく労働安全、健康及び環境に関する業務を遂行するために使用者が任命した被雇用者を意味する。

「事業所」とは、事業主の各作業単位であって、そこで働く被雇用者がいるもの

Employee working therein.	を意味する。
“Committee” means the Occupational Safety, Health and Environment Committee.	「委員会」とは、労働安全衛生環境委員会を意味する。
“Safety Inspector” means a person appointed by the Minister for the execution of this Act.	「安全検査官」とは、この法律の施行のために大臣が任命する者を意味する。
“Director-General” means the Director-General of the Department of Labour Protection and Welfare.	「局長」とは、労働者保護福祉局長を意味する。
“Minister” means the Minister who takes charge of the execution of this Act.	「大臣」とは、この法律の執行を担当する大臣を意味する。
Section 5 The Minister of Labour shall take charge of the execution of this Act and shall have the power to appoint the Safety Inspector, and to issue ministerial regulation, notification and rule for the execution of this Act including to issue ministerial regulation prescribing the fees not exceeding the rate annexed hereto and the exemption of the fees.	第5条 労働大臣は、この法律の施行を担当し、安全検査官を任命し、この法律の施行に関し、別紙の率を超えない範囲内の手数料及びその免除を定める省令を発することを含む省令、通達及び規則を発する権限を有する。
In appointing the Safety Inspector, the qualifications, scope of powers and duties, and conditions on performance of duties may also be prescribed.	安全検査官の選任に当たっては、その資格、権限及び職務の範囲並びに職務の遂行条件を定めることができる。
Ministerial regulation, notification and rule shall come into force upon their publication in the Government Gazette.	省令、通達及び規則は、官報に掲載した時から施行する。
Chapter 1 General Provisions	第1章 総則
Section 6 An Employer is obligated to provide and keep an Establishment and an Employee in safe and hygienic working conditions and environment	第6条 使用者は、被雇用者の生命、身体、精神及び健康に危害が及ばないように、被雇用者の業務を支援し、促進することを含め、会社及び被雇用者を安全で

<p>including to support and promote an operation of the Employee preventing the Employee from any harm on life, physique, mentality and health.</p>	<p>衛生的な労働条件及び環境を提供し、維持する義務がある。</p>
<p>The Employee is obligated to cooperate with the Employer in operating and promoting of occupational safety, health and environment in order to ensure safety to the Employee and the Establishment.</p>	<p>被雇用者は、被雇用者及び事業所の安全を確保するために、労働安全、衛生及び環境の運営及び促進において、使用者と協力しなければならない。</p>
<p>Section 7 Whereas an Employer is required by the Act to carry out any action which an expense is incurred, the Employer shall bear the expense for such act.</p>	<p>第 7 条 使用者が法により費用の発生する行為を行うことを求められた場合には、使用者はその費用を負担しなければならない。</p>
<p>Chapter 2 Administration, Management and Operation on Occupational Safety, Health and Environment</p>	<p>第 2 章 労働安全衛生環境に関する管理運営</p>
<p>Section 8 An Employer is required to administer, manage and operate the occupational safety, health and environment in conformity with the standards prescribed in the Ministerial Regulation.</p>	<p>第 8 条 使用者は、省令で定める基準に従って、労働安全、健康及び環境を管理、管理及び運営しなければならない。</p>
<p>In setting the standards under paragraph one, the Employer shall provide document or report examined or certified by person or juristic person as prescribed in the Ministerial Regulation.</p>	<p>第 1 項の基準を定める際には、省令で定めるところにより、使用者は、個人又は法人が審査又は証明した文書又は報告書を提供しなければならない。</p>
<p>An Employee is obligated to comply with criteria on occupational safety, health and environment in accordance with the standards prescribed in paragraph one.</p>	<p>被雇用者は、第 1 項に規定する基準に従って、労働安全、健康及び環境に関する基準を遵守する義務がある。</p>
<p>Section 9 Any person, who intends to render services on measurement, examination, test, certification, risk assessment including arrangement of training or provision of consultancy advice to promote occupational safety, health and environment in accordance with the standards prescribed in the</p>	<p>第 9 条 第 8 条の規定により交付された省令で定める基準に基づき、労働安全、健康及び環境を促進するための測定、試験、検定、認証、訓練の手配又はコンサルタントとしての助言の提供を含むリスクアセスメントに関する業務を行おうとする者は、労働保護及び福祉省の労働安全衛生局に登録しなければならない。</p>

<p>Ministerial Regulation issued under Section 8, shall register with the Occupational Safety and Health Bureau, Department of Labour Protection and Welfare.</p>	
<p>Qualifications of the person applying for registration, registering, issuance of a substitute of license, revocation of the register, prescription of service fee and method on rendering services under paragraph one shall be in conformity with criteria, methods and terms as prescribed in the Ministerial Regulation.</p>	<p>第 1 項の登録申請、登録、免許の代行交付、登録の取消し、役務提供料の時効及び役務提供の方法の申請者の資格は、省令で定める基準、方法及び条件に適合するものでなければならない。</p>
<p>Section 10 Whereas the Occupational Safety and Health Bureau, Department of Labour Protection and Welfare refuses to register or revokes the register under Section 9, a person applying for registration or a person whose the register has been revoked shall be entitled to appeal against such order in writing to the Director-General within thirty days from the date of acknowledgment of such refusal of registration or revocation of the register.</p>	<p>第 10 条 労働者保護福祉部労働安全衛生局が第 9 条の規定による登録を拒み、又は登録を取り消された場合において、登録を申請する者又は登録を取り消された者は、その登録の拒否又は登録の取消しの事実を知った日から 30 日以内に、書面により、その命令に対し、局長に対し、不服を申し立てることができる。</p>
<p>The decision of the Director-General shall be final.</p>	<p>局長の決定は最終的なものとする。</p>
<p>Section 11 A juristic person, who intends to render service on measurement, examination, test, certification, risk assessment including arrangement of training or provision of consultancy advice to promote occupational safety, health and environment in accordance with the standards prescribed in the Ministerial Regulation issued under Section 8, shall be given a license from the Director-General.</p>	<p>第 11 条 第 8 条の規定により公布された省令で定める基準に従い、労働安全、健康及び環境の確保を促進するための計量、試験、検定、認証、訓練の手配又はコンサルタントとしての助言を含む危険性評価に関する業務を行おうとする法人は、局長の免許を受けなければならない。</p>
<p>Qualifications of the person applying for permission, application for the permission, the permission, application for a license renewal, issuance of a substitute of license, suspension and revocation of license, prescription of</p>	<p>第 1 項の免許申請者の資格、免許の申請、免許の更新の申請、免許の代理の交付、許可の停止及び取消し、役務の提供に関する料金の規定及び方法は、省令で規定する基準、方法及び条件に適合していなければならない。</p>

<p>service fees and methods on rendering of services under paragraph one shall be in conformity with criteria, methods and terms as prescribed in the Ministerial Regulation.</p>	
<p>Section 13 An Employer shall provide the Safety Officer, personnel, working unit, or group of persons to operate the safety in establishment according to criteria, methods and terms as prescribed in the Ministerial Regulation.</p>	<p>第 13 条 使用者は、省令で定める基準、方法及び条件に従って、事業所内安全を運用するための安全管理者、要員、作業単位又は要員のグループを提供しなければならない。</p>
<p>The Safety Officer and personnel under paragraph one shall register with the Department of Labour Protection and Welfare.</p>	<p>第 1 項の安全管理者及び要員は、労働者保護福祉局に登録しなければならない。</p>
<p>The provisions of Section 9 paragraph two and Section 10 shall apply to the registration of the Safety Officer mutatis mutandis.</p>	<p>第 9 項第 2 項及び第 10 条の規定は、安全管理者の登録について準用する。</p>
<p>Section 14 Whereas an Employer assigns an Employee to work in a working condition or environment that may be harmful to life, physique, mentality and health of such Employee, the Employer shall inform the Employee of danger which may arise out of work, and shall distribute the work manual to every Employee before commencing work, changing work or changing workplace.</p>	<p>第 14 条 使用者は、使用者が被雇用者の生命、身体、精神及び健康を害するおそれのある労働条件又は環境の下で被雇用者を使用させる場合には、使用者は、被雇用者に対し、業務に起因して発生するおそれのある危険を知らせるとともに、業務を開始し、業務を変更し、又は職場を変更する前に、すべての被雇用者に対し、業務マニュアルを配布しなければならない。</p>
<p>Section 15 Whereas an Employer receives a warning, an order or a decision of the Director-General, an order of the Safety Inspector or a decision of the Committee on compliance with this Act, the Employer shall inform or post such warning, order or decision in the conspicuous location at an establishment for the period of not less than fifteen days from the date of so receiving.</p>	<p>第 15 条 使用者は、この法律の遵守に関する警告、局長の命令若しくは決定、安全検査官の命令又は委員会の決定を受けた場合には、その旨を通知し、又はこのような警告、命令若しくは決定を受けた日から 15 日以上の期間、施設の目立つ場所に通知し、又は掲示しなければならない。</p>
<p>Section 16 A n Employer shall provide an occupational safety, health and environment training to be attended by an Executive, a Supervisor and an</p>	<p>第 16 条 使用者は、労働安全衛生及び環境を安全に管理し、及び運営するために、経営者、監督者及び被雇用者が参加する労働安全衛生及び環境訓練を提供し</p>

Employee in order to safely administer, manage and operate the occupational safety, health and environment.	なければならない。
Whereas the Employer employs an Employee to work, changes work, changes workplace or changes machinery or equipment that may be harmful to life, physique, mentality and health of the Employee, the Employer shall provide a training for every Employee before commencing work.	使用者は、被雇用者を雇用し、作業を変更し、作業場を変更し、又は被雇用者の生命、身体、精神及び健康を害するおそれのある機械若しくは設備を変更する場合には、使用者は、すべての被雇用者に対して、作業を開始する前に研修を行わなければならない。
The training under paragraph one and paragraph two shall be in conformity with criteria, methods or terms as stipulated by the Director-General.	第1項及び第2項の研修は、局長が定める基準、方法又は条件に適合したものでなければならない。

4.1.1.3 OSH Act の経過措置規定

OSH Act の経過措置規定は、同法を実施するための省令、公示又は規定が発行されていない期間においては、労働保護法（仏歴 2541 年（西暦 1998 年））の第 8 章の規定の下で発行された省令が、準用して適用されることを規定している。

それゆえ、2015 年 3 月の時点で、OSH Act の経過措置規定の下で依然有効な労働保護法に基づく省令、また、OSH Act の下で新たに公布された一連の省令は、次のとおりである。

- (1) 密閉空間における労働安全衛生並びに作業環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴 2547 年（西暦 2004 年）
- (2) 電離放射線に関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴 2547 年（西暦 2004 年）
- (3) 労働者の健康診断の標準及び方法並びにその結果を労働監督官に伝達することを規定する省令、労働省、仏歴 2547 年（西暦 2004 年）
- (4) 潜水作業に関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴 2548 年（西暦 2005 年）
- (5) 热、光及び騒音に関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴 2549 年（西暦 2006 年）
- (6) 労働安全衛生及び作業環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴 2549 年（西暦 2006 年）
- (7) 建設作業に関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴 2551 年（西暦 2008 年）
- (8) 機械、クレーン及びボイラーに関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴 2552 年（西暦 2009 年）
- (9) 労働安全衛生及び環境の運営及び管理のための基準を規定する省令(第 2 号)、労働省、仏歴 2553 年（西暦 2010 年）
- (10) 火災予防及び制圧に関連する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴 2555 年(西暦 2012 年)

- (11) 基本的な火災の制圧、火災訓練及び避難に関する訓練機関の基準及び標準に関する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴 2555 年(西暦 2012 年)
- (12) 有害な化学物質に関する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴 2556 年(西暦 2013 年)
- (13) 電気作業に関する労働安全衛生並びに環境の運営及び管理のための基準を規定する省令、労働省、仏歴 2558 年(西暦 2015 年)

グローバリゼイション（地球規模化）の進展によって、焦点となった課題は、国際基準に適合する労働安全衛生の発展である。OSH Act の経過措置規定の下で依然有効な全ての省令は、効率性を強化するために再評価され、刷新されるであろう。さらに、施行の範囲は、女性及び児童労働の保護に関するより多くの視点並びに農業労働者及び家事労働者のようなインフォーマル部門の労働者の視点をカバーするために拡充されるであろう。

4.1.2. 労働保護法、仏歴 2541 年（西暦 1998 年）

OSH Act の公布は、結果として労働保護法に基づく下位法令である安全衛生関係法令の一部の廃止をもたらした。加えて、2011 年 7 月 16 日よりも前に未だ効力が発生していなかった一部の下位法令は、原則的に、施行ができなかった。しかしながら、労働保護法（仏歴 2541 年（西暦 1998 年））第 8 章（同法第 100 条から第 107 条までの規定は、仏歴 2554 年（西暦 2011 年）の労働安全衛生及び作業環境法の制定、施行によって廃止された。）の下で公布された省令は、4.1.1 の(1)～(9)に掲げたとおり、依然 OSH Act の経過措置規定の下で有効とされている。

前述した法律のほか、他の法律の下で規定されたその他の労働安全衛生及び作業環境法令は、次のとおりである。

1. 県企業関係法、仏歴 2543 年（西暦 2000 年）

—県企業の最低の雇用基準に関する県企業関係委員会による公示、仏歴 2549 年（西暦 2006 年）

2. 家事労働者保護法、仏歴 2553 年（西暦 2010 年）

3. 労働保護法、仏歴 2541 年（西暦 1998 年）、改正（第 2）仏歴 2551 年（西暦 2008 年）

—労働者の健康及び安全に有害になり得る作業に関する省令第 2、仏歴 2541 年（西暦 1998 年）

—事業者が 18 歳未満の労働者に実行させることを禁止される作業に関する省令第 6 号、仏歴 2541 年（西暦 1998 年）

—海上輸送及び物資の総合管理を行う労働者の保護に関する省令第 11 号、仏歴 2541 年（西暦 1998 年）

—許容される荷重に関する省令、仏歴 2547 年（西暦 2004 年）

—農業労働者の保護に関する省令、仏歴 2547 年（西暦 2005 年）

—作業場における福祉施設に関する省令、仏歴 2548 年（西暦 2005 年）

4.2. 社会保障事務所（SSO）、労働省によって所管されている労働安全衛生及び作業環境に関する法令

これらは、次のものを含む。

4.2.1 労働者補償基金法、仏歴 2537 年（西暦 1994 年）

4.2.2 その性質、労働条件又は作業関連因子によって分類される疾病に関する労働省による公示、仏歴 2550 年（西暦 2007 年）

4.3 他の省庁で所管されている労働安全衛生に関連する法令

これらの法律は、次のリストのとおりである。

4.3.1. 工場法、仏歴 2535 年（西暦 1992 年）。工業省によって所管されている。

4.3.2. 有害物法、仏歴 2535 年（西暦 1992 年）、改正第 2 号、仏歴 2544 年（西暦 2001 年）及び第 3 号、仏歴 2551 年（西暦 2008 年）、工業省、公衆衛生省、科学技術省、内務省、エネルギー省、天然資源環境省、運輸省、防衛省、農業協力省によって共同して所管されている。

4.3.3. 公衆衛生法、仏歴 2535 年（西暦 1992 年）。公衆衛生省によって所管されている。

4.3.4. 国家環境保存法、仏歴 2535 年。天然資源環境省によって所管されている。

4.3.5. 建築物規制法、仏歴 2522 年（西暦 1979 年）、改正（第 2 号）仏歴 2535 年（西暦 1992 年）、改正（第 3 回）仏歴 2543 年（英暦 2000 年）、改正（第 4 回）仏歴 2550 年（西暦 2007 年）。内務省によって所管されている。

4.3.6. 原子力平和利用法、仏歴 2504 年（西暦 1961 年）、改正（第 2 号）、仏歴 2508 年（西暦 1965 年）、改正（第 3 号）、仏歴 2543 年（西暦 2000 年）。科学技術省によって所管されている。

4.3.7. 災害予防緩和法、仏歴 2550 年（西暦 2007 年）。内務省によって所管されている。

4.3.8. 関連する地方の法律